

第 31 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 1 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 27 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	13番	関尾	一史		
委員	1番	前谷	篤	2番	角丸 章
	3番	猿渡	万里子	4番	大原 睦生
	5番	片桐	幸示	7番	渡部 延三
	8番	井上	善博	9番	竹田 安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口 秀夫
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員 (1人) 6番 渡邊 勝郎

5. 議事日程

報告第 1 号	農業者年金に関する申請について
報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積 計画の決定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	本間 龍太

7. 会議の概要

事務局長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第31回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

初めに、本日の欠席者を報告します。

渡邊勝郎委員が体調を理由に欠席しております。

次に、本日の議事録署名委員は、11番の谷口秀夫委員と12番の菊地匡委員です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

事務局 報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。では報告第1号をご説明いたします。今回は4件ございます。

1件目は農業者年金死亡関係届で、昨年12月13日、[]が亡くなられたことに伴い、長女にあたる[]より届出があったものです。

2件目も農業者年金死亡関係届で、昨年12月13日、[]が亡くなられたことに伴い、配偶者である[]より届出がありました。

3件目は農業者年金通常加入申込です。昨年5月から60歳以降も農業者年金に加入できるように制度が改正されまして、[]が昨年12月26日に加入申込されました。

最後に4件目は、農業者年金被保険者資格喪失届でございまして、届出者は[]、資格喪失事由が生じたのは令和4年12月1日、厚生年金への加入に伴い資格喪失となったものです。12月27日に届出がありました。

以上4件は既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長 只今、報告第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第2号をご説明します。

これは、使用貸借の合意解約を報告するものです。貸主は[]、借主は[]、貸主の息子さんである[]、土地の表示は焼山316番4の内、地目は公簿・現況とも畑、面積2,000㎡の1筆です。契約の内容は、農地法第3条に基づく使用貸借で、期間は平成30年3月26日から令和10年3月25日までの10年間でした。合意が成立した日は1月12日、土地の引渡しの時期は本日で。

この案件は、平成30年に[]が新規就農するにあたって、母親である[]の農地の一部を借りていたのですが、当時から、いずれは[]の農地全てを[]に贈与することを予定しており、この度、そのために合意解約したものです。なお、贈与の案件は議案第1号でご提案することにしております。以上、報告第2号のご説明とします。よろしくお願いいたします。

会長 只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員
会長
全員
会長

なし。
質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。
それでは本件を承認することといたします。

事務局

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

では議案第1号をご説明します。

出し手・譲渡人は報告第1号と同じ[]、受け手・譲受人も報告第1号と同じ[]、受け手の経営面積は、田は0㎡で、畑が1,500㎡、労働力は2名です。対象となる土地の表示は、焼山316番4の全部で、地目は公簿・現況とも畑、面積8,594㎡の1筆、図面は第1号図、法律関係は贈与でございます。

この申請に至った理由ですが、出し手の方は、「譲受人に対して贈与する約束をしていたため」、受け手の方は、「以前より申請地の一部を借り受けて農業経営を行っていたが、約束どおり贈与を受けて経営を安定させたい」とのことでございます。

この案件に関する、農地法第3条第2項の判定要件は別紙1のとおり、全ての要件を満たしているため、本案件は許可できるものです。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長
全員
会長
全員
会長

只今、議案第1号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件を許可することとしてよろしいですか。
異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」まず、1番から4番まで、事務局より説明願います。

事務局

では、1番から4番までご説明いたします。

まず1番と2番は、いずれも昨年12月で賃貸借の期間が終了し再契約する案件で、農地流動化推進員、高橋宏吉さんより申し出があったものです。

まず1番は、計画番号が令和4年度貸第12号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は[]、農地の所在は空知太西5条4丁目108番、地目は公簿・現況とも田、面積1,292㎡、以下、記載のとおり計7筆、22,256㎡、対価は推進員の調整により年額224,620円、これは水張面積に単価11,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和6年12月31日までの2年、法律関係は賃貸借、図面は第2号図、要件確認は別紙2のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に2番は、計画番号が令和4年度貸第13号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は1番と同じ[]、農地の所在は空知太116番、地目は公簿が宅地で現況が田、面積264.46㎡、以下、記載のとおり計2筆、14,847.46㎡、対価は推進員の調整により年額73,920円、これは水張面積に単価5,600円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和6年12月31日までの2年、法律関係は賃貸借、図面は第2号図、要件確認は別紙3のとおり全ての要件を満たしております。

続いて3番と4番も昨年12月で賃貸借が終了し再契約する案件で、北光袋地地区農用地利用改善組合の組合長、寺上雅夫さんより申し出があったものです。

まず3番は、計画番号が令和4年度貸第14号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主はXXXXXXXXXX、農地の所在は北光151番3、地目は公簿・現況とも畑、面積1,560㎡、以下、記載のとおり計3筆、14,422㎡、対価は担当委員の調整により年額201,900円、これは地積に単価14,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの1年、法律関係は賃貸借、図面は第3号図、要件確認は別紙4のとおり全ての要件を満たしております。

次に4番は、計画番号が令和4年度貸第15号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主はXXXXXXXXXX、農地の所在は北光175番1、地目は公簿・現況とも畑、面積9,785㎡、以下、記載のとおり計5筆、21,860.75㎡、対価は担当委員の調整により年額306,000円、これは地積に単価14,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和9年12月31日までの5年、法律関係は賃貸借、図面は第3号図、要件確認は別紙5のとおり全ての要件を満たしております。

1番から4番までの説明は以上です。よろしくお願いたします。

会長 只今、議案第2号の1番から4番まで説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第2号の5番から8番まで事務局より説明願います。

事務局 はい、まず5番から7番までの3件は、全て昨年12月で賃貸借期間が終了し再契約する案件で、農地流動化推進員、前谷篤さんより申し出があったものです。

では5番から説明します。計画番号は令和4年度貸第16号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主はXXXXXXXXXX、農地の所在は北光272番1、地目は公簿が原野で現況が田、面積2,132㎡、以下、記載のとおり計8筆、16,359.42㎡、対価は推進員の調整により年額249,200円、これは水張面積に単価14,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和6年12月31日までの2年、法律関係は賃貸借、図面は第4号図、要件確認は別紙6のとおり全ての要件を満たしております。

次に6番は、計画番号が令和4年度貸第17号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主はXXXXXXXXXX、農地の所在は北光640番2、地目は公簿・現況とも畑、面積416㎡、以下、記載のとおり計2筆、9,063㎡、対価は推進員の調整により年額26,600円、これは対価の計算上、かつて水田として利用されていた部分は水張面積に5,000円、その他の部分は畑として地積に1,000円を乗じたもの、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和9年12月31日までの5年、法律関係は賃貸借、図面は第5号図、要件確認は別紙7のとおり全ての要件を満たしております。

次に7番は、計画番号が令和4年度貸第18号、公告予定年月日は本日、出し手・貸主は、
受け手・借主は、
、農地の所在は北光429番2、地目は公簿・現況とも田、面積3,071㎡、以下、記載のとおり計8筆、18,432㎡、対価は推進員の調整により年額123,300円、これは水張面積に単価9,000円を乗じた額、期間は本日から令和9年12月31日までの5年、法律関係は賃貸借、図面は第6号図、要件確認は別紙8のとおり全ての要件を満たしております。

続いて8番は新規の案件となります。計画番号は令和4年度貸第19号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・貸主は、
受け手・借主は、
、農地の所在は東豊沼186番1の内、地目は公簿が畑で現況が田、面積5,915㎡、以下、記載のとおり計5筆、31,187㎡、対価は推進員の調整により年額205,380円、これは水張面積に平均すると8,121円を乗じたもの、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和7年12月31日までの3年、法律関係は賃貸借、図面は第7号図、要件確認は別紙9のとおり全ての要件を満たしております。

この申し出に至った経過ですが、出し手の
は対象農地でそばを作り一部の作業を委託しておりました。しかし、年齢や体力のほか、水田活用直接支払交付金の見直しなども考えて、来年からは農地を貸そうと思いついて片桐委員に相談されました。そして、
の意向も踏まえながら調整した結果、
に賃貸借されることになったものです。

以上、5番から8番までの説明といたします。よろしくお願ひいたします。
只今、議案第2号の5番から8番まで説明がありました、ご質問・ご意見等ございませんか。

会長

はい、渡部委員。

渡部委員

8番は昨年農地パトロールで見に行つて、あまり耕作されていない中であつた所ではないですか。

事務局

いいえ、農地利用状況調査で8番の農地に行つたことはありません。8番の農地にはそばなどが耕作されていますね。多分おっしゃられているところは、空知太の農地ではないかと思ひます。

渡部委員

それならいいです。すみません。

会長

その他何かご質問ございませんか。

全員

なし。

会長

それでは、質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第2号の9番を審議しますが、この案件は
が受け手となっていますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、
には審議終了まで退席をお願いします。審議後は、着席くださいますようお願いいたします。

<
 退席 >

それでは、事務局より説明願ひます。

事務局

はい、この9番も、昨年12月で賃貸借が終了し再契約する案件です。

計画番号は令和4年度貸第20号、公告予定年月日は本日、申出者は北光袋地地区農用地利用改善組合の組合長、寺上雅夫さん、出し手・貸主は、
受け手・借主は

■■■■、農地の所在は北光 175 番 2、地目は公簿・現況とも畑、面積 18,993 m²、以下、記載のとおり計 2 筆、36,158 m²、対価は両者の話し合いにより年額 506,000 円、これは地積に単価 14,000 円を乗じた額、支払いは 11 月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和 7 年 12 月 31 日までの 3 年、法律関係は賃貸借、図面は第 8 号図、要件確認は別紙 10 のとおり全ての要件を満たしております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第 2 号の 9 番の説明がありました、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

それでは、ここで■■■■に着席していただきます。

<■■■■着席>

続きまして、議案第 2 号の 10 番を審議しますが、この案件は■■■■が受け手となっていますので、■■■■は審議終了まで退席し、審議後、着席してください。

<■■■■退席>

それでは、事務局より説明願います。

事務局 はい、この 10 番も昨年 12 月で賃貸借が終了し再契約する案件です。

計画番号は令和 4 年度貸第 21 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の前谷篤さん、出し手・貸主は■■■■、受け手・借主は■■■■、農地の所在は東 1 条北 19 丁目 191 番 2 の内、地目は公簿・現況とも田、面積 7,000 m² の 1 筆、対価は推進員の調整により年額 77,000 円、これは水張面積に単価 11,000 円を乗じた額、支払いは 11 月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和 9 年 12 月 31 日までの 5 年、法律関係は賃貸借、図面は第 9 号図、要件確認は別紙 11 のとおり全ての要件を満たしております。以上です。よろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第 2 号の 10 番の説明がありました、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

それでは、ここで■■■■に着席していただきます。

<■■■■着席>

続きまして、議案第 2 号の 11 番を審議しますが、この案件は■■■■の親族が受け手となっていますので、■■■■は審議終了まで退席し、審議後、着席してください。

<■■■■退席>

それでは、事務局より説明願います。

事務局 はい、この 11 番も、昨年 12 月で賃貸借が終了し再契約する案件です。

計画番号は令和 4 年度貸第 22 号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の竹田安宏さん、出し手・貸主は■■■■、受け手・借主は■■■■、農地の所在は北光 309 番 1 の内、地目は公簿・現況とも田、面積 3,900 m²、以下、

記載のとおり計2筆、6,300㎡、対価は両者の話し合いにより年額67,540円、これは水張面積に単価11,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの1年、法律関係は賃貸借、図面は第10号図、要件確認は別紙12のとおり全ての要件を満たしております。以上です。よろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第2号の11番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

それでは、ここで[]に着席していただきます。

< [] 着席 >

続きまして、議案第2号の12番を審議しますが、この案件は[]が出し手となっていますので、[]は審議終了まで退席し、審議後、着席してください。

< [] 退席 >

それでは、事務局より説明願います。

事務局 はい、この案件は新規に契約するものでございます。

計画番号は令和4年度貸第23号、公告予定年月日は本日、申出者は西豊沼南地区農用地利用改善組合、組合長の東英男さん、出し手・貸主は、[]、受け手・借主は[]、農地の所在は西豊沼188番の内、地目は公簿・現況とも田、面積9,428㎡の1筆、対価は両者の話し合いにより年額115,800円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額、支払いは11月末までに指定口座に振り込む、期間は本日から令和5年12月31日までの1年、法律関係は賃貸借、図面は第11号図、要件確認は別紙13のとおり全ての要件を満たしております。

この賃貸借に至った経緯ですが、西豊沼には「西豊沼集落営農組合」という組織があり、4名の方が営農組合に作業を委託してそばを作っています。対象農地もその1つでございます。こうした中、水田活用の直接支払交付金制度が見直され、5年に一度は水を張らなければ、水田として交付金を受けることができなくなりました。そこで、組織内で話し合った結果、対象水田として維持するために、5年に一度は水稻を作付けするローテーションを組むこととしまして、令和5年は[]の農地を、水稻農家である[]に賃貸借して水稻を作付けしてもらおうことにしたものです。以上です。

会長 只今、議案第2号の12番の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

それでは、ここで[]に着席していただきます。

< [] 着席 >

本日の議題は以上ですが、全体を通して皆様から何かございませんか。

全員 なし。

会長 特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。

事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）
2. 令和4年度空知農業委員会連合会第3回役員会（事務局）
 - ・日 時 2月3日（金） 15:00～
 - ・場 所 サンプラザホテル（岩見沢市）
 - ・出席者予定者 関尾会長、中村事務局長
3. 「農業委員会委員の募集に関する説明会」の開催（事務局）
 - ・日 時 2月1日（水） 13:30～
 - ・場 所 砂川市役所 2階 大会議室
 - ・対 象 どなたでも参加できます。農業関係団体の代表者、農事組合長、農業委員に案内文を送付しました。
4. アンケート調査の実施（事務局）
 - ・種 類 (1) 農地流動化、人・農地プランのアンケート調査
(2) 有害鳥獣による農作物被害の調査
(3) アライグマ捕獲用わなに関するアンケート
 - ・方 法 委員各位が担当地区の農業者に配布・回収
 - ・期 限 2月中旬
5. 新規就農者交流会の開催（事務局）
 - ・日 時 2月24日（金） 18:00～
 - ・場 所 山小屋
 - ・対 象 前3年度間の新規就農者とその配偶者、農業委員会委員、職員
6. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、1月分を事務局に提出してください。
 - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)
7. 協議会報告（協議会長）

会長
全員
会長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は2月24日、金曜日の午後1時半からです。よろしく願います。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員